第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　第５の２のまさば及びごまさば対馬暖流系群その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第１項の許可をする船舶の隻数に上限（沖合底びき網漁業（許可省令第２条第１号に掲げる漁業をいう。）にあっては許認可隻数333隻、以西底びき網漁業（許可省令第２条第２号に掲げる漁業をいう。）にあっては許認可隻数８隻等）を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

２　（略）

第９　（略）

（別紙２―17　ずわいがに太平洋北部系群）

第１～第５　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

２・３　（略）

第７～第９　（略）

（別紙２―18　ずわいがに日本海系群Ａ海域）

第１～第５　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

⑴　漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

⑵　（略）

２～４　（略）

第７～第９　（略）

（別紙２―19　ずわいがに日本海系群Ｂ海域）

第１～第５　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

⑴　漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

⑵　（略）

２～４　（略）

第７～第９　（略）

第８　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

１　第５の２のまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群その他大臣許可漁業管理区分においては、法第36条第１項の許可をする船舶の隻数に上限（沖合底びき網漁業（許可省令第２条第１号に掲げる漁業をいう。）にあっては許認可隻数333隻、以西底びき網漁業（許可省令第２条第２号に掲げる漁業をいう。）にあっては許認可隻数８隻等）を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

２　（略）

第９　（略）

（別紙２―17　ずわいがに太平洋北部系群）

第１～第５　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量を、令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

２・３　（略）

第７～第９　（略）

（別紙２―18　ずわいがに日本海系群Ａ海域）

第１～第５　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

⑴　漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

⑵　（略）

２～４　（略）

第７～第９　（略）

（別紙２―19　ずわいがに日本海系群Ｂ海域）

第１～第５　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

⑴　漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

⑵　（略）

２～４　（略）

第７～第９　（略）